

公立学校共済組合関東中央病院の公的研究費に係る
不正取引に関与した業者に対する処分方針

平成 30 年 3 月 31 日制定

(目的)

第 1 条 この処分方針は、公立学校共済組合関東中央病院における公的研究費に関する不正防止計画に基づき、不正取引に関与した取引業者に対しての措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

(定義)

第 2 条 この処分方針に係る「取引停止」とは、競争入札における入札資格の停止、随時契約における取引業者への選定の停止をいう。

(誓約書)

第 3 条 取引業者から別紙様式による誓約書を徴収する。

(取引停止)

第 4 条 最高管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する行為があったと認められる取引業者に対しては、取引を停止する措置を講ずるものとする。

- (1) 調査に当たり、虚偽の申告をしたとき。
- (2) 入札又は見積りに際し、品質、数量等につき不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行に際し、品質、数量等につき不正の行為があったとき。
- (4) その他、当院に不利益をおよぼす行為があったとき。

2. 取引停止の期間については、情状に応じその都度決定する。

(取引停止に係る特例)

第 5 条 最高管理責任者は、取引停止期間中の業者であっても、次に定めるいずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

- (1) 特許等特別な技術を必要とする物品購入契約で、取引停止期間中の業者以外には取引の相手方がいない場合
- (2) 緊急の物品購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外では、物品購入契約の目的を達成することができない場合
- (3) 取引停止期間中の業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合

(取引停止措置等の通知)

第 6 条 最高管理責任者は、取引停止を決定した場合には、文書により当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

誓約書

公立学校共済組合関東中央病院長 殿

私（当社、当法人）は、公立学校共済組合関東中央病院臨床研究センター（以下「臨床研究センター」という。）との取引にあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 公立学校共済組合関東中央病院の諸規定等を遵守するとともに、科研費に係るハンドブック・ガイドラインを十分に確認すること。
- 2 研究センターが依頼した調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- 3 不正が認められた場合は、「公立学校共済組合関東中央病院の公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針」に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 4 当研究センターに関する組織的又は個人的な法令違反行為が生じ、又は生じようとしている場合には、通報窓口（総務課）に通報又は相談すること。

平成 年 月 日

（ 住 所 ）

（ 名 称 等 ）

（代表者役職・氏名）

Ⓔ